

受付	個人質問	第	号
	令和 年 月 日	時	分

一般質問＜個人＞発言通告書

令和4年11月16日

長久手市議会議長 川合保生殿

長久手市議会議員 わたなべさつ子

会議規則第59条第2項の規定により下記のとおり通告します。

	質問事項及び要旨	備考
1	<p>インボイス制度導入を見送ること</p> <p>2023年10月からの消費税インボイス制度の導入にかかる準備が進められている。インボイス制度のしくみは民間の取引と同様に国や地方自治体、公益財団法人にも原則適用される。特別会計・企業会計・公益法人で購入している物品やサービス業務のあらゆる業務の取引で消費税のインボイスが必要になるとしている。</p> <p>(1) 本市の現状における各会計の対応方針はどのようなか。</p> <p>(2) その対応に必要な経費はどのようなか。</p>	
2	<p>長久手のヒメボタルを守ってください</p> <p>2021年3月から2030年度までを期間とした第4次長久手市環境基本計画には、生態系エリアで確認された希少種の多様な生物の生息環境を守るため、里山林、水田、湿地及び水路等の適切な保全、緑地の整備・保全を進める。2050年頃目指す姿を「多様な生物が生息し、市民がいたるところで緑や自然に親しんでいます。」としている。</p> <p>(1) 名古屋市においては名古屋市昆虫類レッドリスト準絶滅危惧種昆虫類にヒメボタルが挙げられている。本市ではどのような基準で現状を把握しているか。</p> <p>(2) 第5章 重点プロジェクト(5年間で取り組む重点施策)における、環境(生物圏)生態系・森林で、令和7</p>	

	<p>年度時点において減少しない種の数ほどのようか。</p> <p>(3) 生物多様性保存活動の参加団体への援助の現状ほどのようか。</p>	
3	<p>長久手市中央図書館指定管理者制度導入は中止を</p> <p>市は図書館管理運営の見直しについて、「答申が出された後、市の財政状況の変化や職員制度の変更、I Cシステムの導入など図書館運営の条件の変化があったため」、指定管理者制度導入方針を決定した、と述べている。</p> <p>(1) 「財政状況の変化」とは、どのようなことであったか。</p> <p>(2) 図書館の指定管理者制度導入の財政の効果ほどのようか。</p> <p>(3) 指定管理者制度導入の方が高くなるとの指摘があるが、どのような内容か。</p> <p>(4) 「職員制度の変更」について</p> <p>ア 具体的にどういうことか。</p> <p>イ 図書館運営にどのように作用するか。</p> <p>ウ そのことにより直営が指定管理者制度と比べてどのように劣ることになるか。</p> <p>(5) 「I Cシステムの導入」について</p> <p>ア 具体的内容はどのようか。</p> <p>イ 図書館運営への作用はどうか。</p> <p>ウ I Cシステム導入が直営よりも指定管理者制度に合うとはどのようか。</p>	
4	<p>国民健康保険税の引き下げを</p> <p>諸物価高騰で市民は生活に困窮している。2022年度においても長久手市は国保税の値上げを計画しているが、2021年3月第2期愛知県国民健康保険運営方針によると長久手市の国保加入世帯数5,562のうち546世帯(9.8%)が滞納世帯としている。そのうち92件が差し押さえとなっている。長久手市の国保加入世帯における滞納世帯は、平成29年224件、平成30年374件、令和元年489件、令和2年546件、令和3年417件と滞納世帯は約1割に及んでいる。</p> <p>(1) 滞納世帯で子どものいる世帯数は何件か。</p> <p>(2) 無料低額診療事業実施診療施設を紹介している事例はあるか。</p> <p>(3) 令和3年度決算の実質収支は1億3,938万2,697円のプラス収支となっている。「赤字」の削減計画は今ど</p>	

	<p>のような状況か。</p> <p>(4) 高額療養費は申請から受給まで長期の時間を要する。高額療養費の簡素化手続きはどのようなか。</p>	
5	<p>介護保険料の引き下げを</p> <p>介護保険制度は2021年8月から市町村民税非課税世帯で年金収入によって細分化され、保有している預貯金額が基準額を超える人（施設入所者）の食費・居住費に関する補足給付の見直しがされた。補足給付は2005年10月から開始された施設・短期入所等での居住費・食費の自己負担化に伴って創設された低所得者（市町村民税非課税世帯）を対象とする負担軽減制度である。</p> <p>市の介護保険令和2年度末準備基金残高は3億9,509万7,039円で被保険者一人当たりの基金額は3万8,991円で引き下げ可能額は月額1,083円であったが第8期の介護保険料は据え置いた。要介護・要支援認定者は令和3年3月末1,530人（65歳以上人口：10,037人）で令和2年に比べて90人の増加であったが、決算額1億3,210万4,782円となった。</p> <p>(1) 補足給付について、資産要件を導入して以降の実態について伺う。</p> <p>ア 2021年8月からの補足給付見直し後、費用が払えず施設を退所した人は何人か。</p> <p>イ 一度退所され再度入所した人は何人か。</p> <p>(2) 基金を崩して保険料の引き下げを行うことについて</p> <p>ア 介護保険料を第8期はなぜ据え置いたのか。</p> <p>イ 第8期が終わるとき介護給付費準備基金残高はいくらになるのか。</p> <p>ウ この基金は保険料が基になっており、積み上げるのではなく、保険料の抑制、引き下げに使うべきではないか。</p> <p>(3) 現在国の審議会で議論されているが、2024年の3年に一度の改定に向けて見直しを行っている厚生労働省の社会保障審議会介護保険部会は利用料の引き上げや介護サービス削減が検討課題として、見直しの具体的項目に利用者負担の原則2割化、ケアプランの有料化、要介護1・2の訪問介護等の総合事業への移行など、いっそうの給付削減利用者負担増を進めようとしているが、市の認識を伺う。</p>	